

参 考 資 料

○総 括

- 参考資料 1 入札談合防止対策検討委員会の設置について
- 参考資料 2 入札談合防止対策検討委員会における調査・検討の経過
- 参考資料 3 公正取引委員会からの改善措置要求及び要請の内容
- 参考資料 4 事件の概要

○調査編

・事情聴取

- 参考資料 5 水門設備工事談合事件に係る事実解明の調査体制
- 参考資料 6－1 全聴取対象者（613名（重複込618名））の内訳一覧
- 参考資料 6－2 聴取対象者A・B・C・Dの内訳（総数24名）
- 参考資料 6－3 聴取対象者Eの内訳（総数566名）
- 参考資料 6－4 聴取対象者F・G・H・I・Jの内訳（総数28名）
- 参考資料 7 聴取項目
- 参考資料 8 将来の官製談合防止策を考える上で参考とすべき聴取結果

・その他

- 参考資料 9 水門設備工事受注企業に対するアンケート調査結果について
- 参考資料 10 水門設備工事の契約状況調査結果について

○改善措置編

- 参考資料 1 1 職員による内部報告制度について（骨子案）
- 参考資料 1 2 事業者・OB等からの不当な働きかけの記録・報告・公表制度について（骨子案）

入札談合防止対策検討委員会の設置について

平成 19 年 1 月 11 日
国 土 交 通 省

1. 趣旨

国土交通省においては、かねてから入札談合等不正行為の排除の徹底を図るべく、入札契約制度の改革や職員及び関係業界への指導を行ってきたが、今般、国土交通省直轄の水門設備工事の発注に関して、入札談合への元職員の関与に関する報道があったことを踏まえ、入札談合行為への関与等に係る事実関係の調査を行うとともに、今後の入札談合防止対策について検討するため、省内に「入札談合防止対策検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 構成

- (1) 委員会は、事務次官を委員長に、監察部局や大臣官房を始め、広く関係局長で構成する全省的取組みとして運営する。また、調査の公正・厳正性、検討の専門性を確保するため、委員会の調査・検討には、公正入札調査会議委員が参画する。
- (2) 事実関係の調査については、省内の行政監察の責任者である総括監察官をヘッドとして、監察官、監査官を中心に編成する「調査チーム」を委員会の下に設置し、公正入札調査会議委員の参画を得て公正・厳正性を確保しながら実施する。

委員長	安富	事務次官
委員長代理	谷口	技監
	峰久	国土交通審議官
委 員	竹歳	官房長
	荒井	総括監察官
	鬼頭	官房技術総括審議官
	佐藤	官房技術審議官
	大森	官房審議官
	宿利	総合政策局長
	門松	河川局長

宮田 道路局長
中尾 港湾局長
品川 北海道局長
中島 関東地方整備局長

※ 必要に応じて関係者の出席を求める

(アドバイザーグループ委員)

梅田 晴亮 弁護士 (元札幌高等裁判所長官)
大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科准教授
金本 良嗣 東京大学大学院経済学研究科教授
郷原 信郎 桐蔭横浜大学法科大学院教授
(元東京地方検察庁検事)
地頭所五男 城西国際大学経営情報学部教授
(元公正取引委員会事務局長)
長瀧 重義 愛知工業大学工学部教授
奈良 輝久 弁護士
堀田 昌英 東京大学大学院工学系研究科准教授
宮本 健蔵 法政大学法学部教授

(五十音順、敬称略)

3. 今後の予定

委員会では、まず、事実関係の調査を開始することとし、調査の方法や内容などについてはアドバイザーグループの意見を踏まえて調査を行う。

また、公正取引委員会における調査、調査チームによる事実関係の調査の進展状況等を勘案しながら、入札談合防止対策の検討を進める。

入札談合防止対策検討委員会における調査・検討の経過

平成19年

- 1月11日 入札談合防止対策検討委員会の設置

- 1月17日 第1回入札談合防止対策検討委員会の開催
 - ・これまでの経過について
 - ・水門設備工事の概要及び入札・契約状況について
 - ・今後の調査について

- 2月1日 聴取調査開始

- 2月22日 第2回入札談合防止対策検討委員会の開催
 - ・現在の状況について
 - ・入札談合防止対策について

- 3月上旬 入札談合防止対策検討委員会（各委員持ち回り）
 - ・当面の入札談合防止対策について

- 3月8日 「当面の入札談合防止対策」とりまとめ・公表

- 3月30日 一巡目の調査終了（調査対象者約600名）

- 4月11日 弁護士4名を調査委員に委嘱

- 4月19日 第3回入札談合防止対策検討委員会の開催
 - ・改善措置要求等について
 - ・入札談合防止対策について
 - ・調査の進捗状況と今後の進め方について

- 6月8日 第4回入札談合防止対策検討委員会の開催
 - ・事実関係調査の状況について
 - ・改善措置（案）について

- 6月15日 第5回入札談合防止対策検討委員会の開催
 - ・水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書（案）について

入札談合防止対策検討委員会における調査体制の充実について

平成19年4月11日

国土交通省

国土交通省発注の水門設備工事に係る入札談合事件については、これまで、監察官・監査官を中心とした調査チームにより、関係者からの聴き取りなど事実関係の調査を進めてきているが、今回の入札談合に関わった動機や背景などについて、真相解明に向け、なお一層の調査が必要である。

このため、今般、入札談合防止対策検討委員会の下に設置されている既存の調査チームに加えて、企業法務に精通し、専門的知識を有する元検察官である弁護士等を調査委員とする新たなチームを編成して調査体制の充実を図り、本入札談合事件の真相解明を進める。

【新たな調査チームの体制】

郷原信郎アドバイザー委員（桐蔭横浜大学法科大学院教授・元検察官）
と今回委嘱した調査委員による調査チーム

【今回委嘱した調査委員】

弁護士4名

(※) 今般委嘱した調査委員から、依頼した調査を円滑に遂行するために、調査業務遂行中の氏名の公表を控えて欲しいとの要請があったため、氏名を公表しないこととした。

なお、調査中の調査チームの対外的な窓口は郷原委員が対応し、調査業務終了時には調査委員の氏名を公表することとする。

公正取引委員会からの改善措置要求及び要請の内容（概要）

（１）公正取引委員会による改善措置要求の内容

① 事業者による談合行為

- ・ 入札参加者ら（２３社※）は、地方整備局発注の水門設備工事について、談合行為を行っていた（遅くとも平成１３年７月～１７年５月）。
- ・ 受注調整を円滑にする目的で、「世話役」を置いていた。

② 国土交通省職員による入札談合等関与行為

国土交通省総合政策局建設施工企画課に在籍の特定の職員及び近畿地方整備局道路部機械課等に在籍の特定の職員は、地方整備局発注の水門設備工事について、それぞれ、世話役に対し、落札予定者についての意向を示していた。これらはいずれも官製談合防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

③ 国土交通省に対する改善措置の要求

- ・ 上記②と同様の行為が生じないよう、国土交通省発注の水門設備工事について、入札談合関与行為の排除確保に必要な措置を速やかに講ずること。
- ・ 官製談合防止法第３条第６項の規定に基づく調査結果及び国土交通省がとった措置を公正取引委員会に通知すること。

※ ２３社：公正取引委員会により独占禁止法第３条の規定に違反すると認定された水門設備工事の入札参加業者

(2) 公正取引委員会事務総局審査局長からの要請の内容

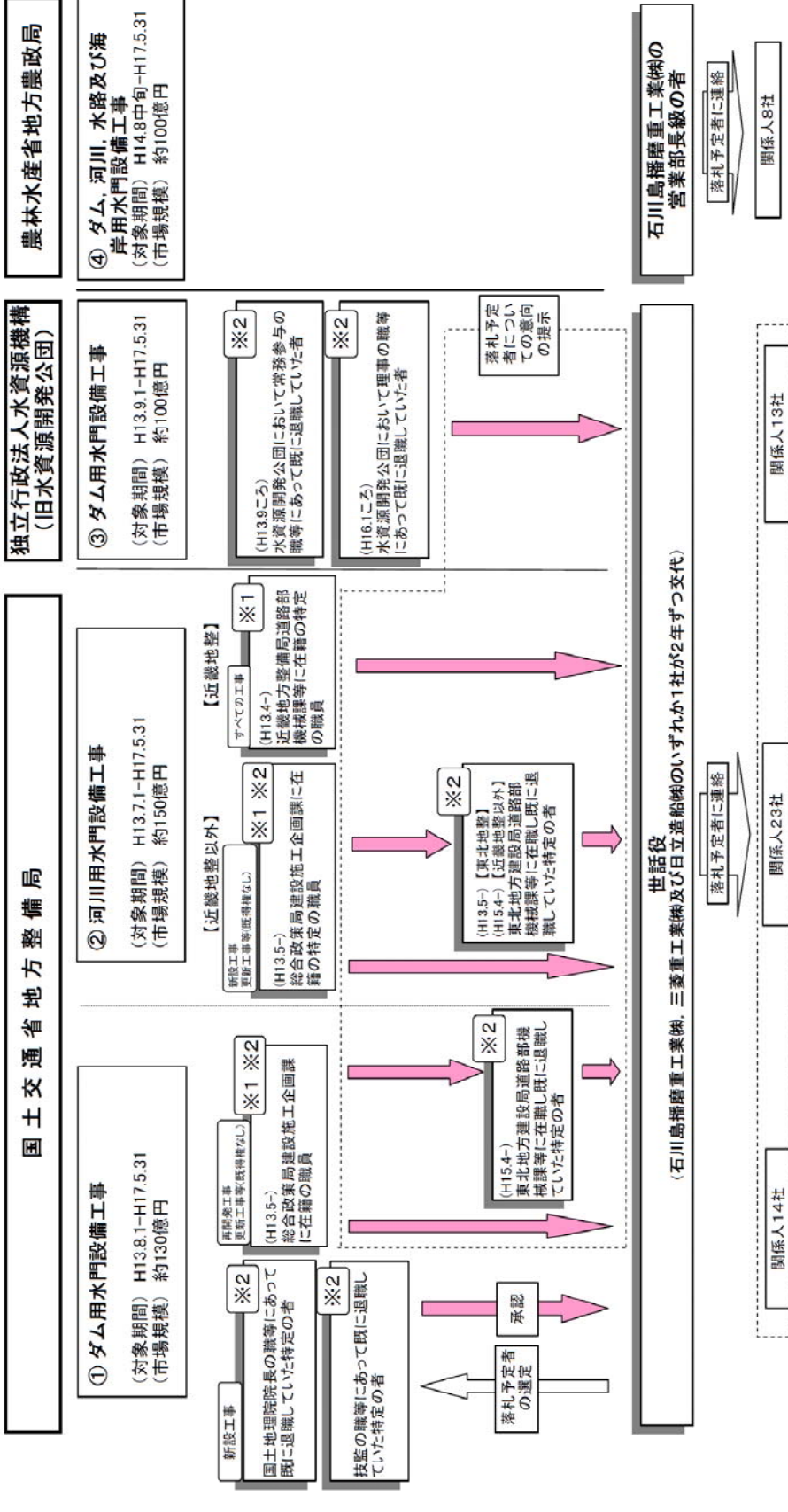
- ① 既に退職していたものによる入札談合への関与
- ・元国土地理院長又は元技監は、退職後、国土交通省発注の水門設備工事について、業界側の世話役から示される落札予定者に承認を与えていた。
 - ・旧建設省東北地方建設局道路部機械課等に在職し既に退職していた特定の者は、国土交通省総合政策局建設施工企画課に在籍の特定の職員が示す落札予定者についての意向を世話役に伝達していた。
 - ・国土交通省総合政策局建設施工企画課に在籍の特定の職員は、退職後も、落札予定者についての意向を示していた。
 - ・これらはいずれも独占禁止法違反行為を誘発し、助長させたものと認められる。
- ② 国土交通省に対する要請の内容
- ・上記①の行為を行った旧建設省の元職員が当時所属していた4団体に対し、その所属する役職員が上記①と同様の行為をすることがないように、適切に指導すること。
 - ・国土交通省職員が退職後、上記①と同様の行為をすることがないように、必要な措置を採ること。

(注1) (1)の改善措置要求、(2)の要請における、「国土交通省総合政策局建設施工企画課に在籍の特定の職員」は課長補佐、「近畿地方整備局道路部機械課等に在籍の特定の職員」は機械施工管理官、「旧建設省東北地方建設局道路部機械課等に在職し既に退職していた特定の者」の退職前の官職は課長である。

(注2) 要請により適切な指導を求められた4団体とは、「社団法人 日本建設機械化協会」、「社団法人 河川ポンプ施設技術協会」、「財団法人 経済調査会」、「財団法人 日本建設情報総合センター」である。

参考資料 4 事件の概要

事件の概要



排除措置命令	課徴金納付命令
① 国土省ダム用 10社	9社 5億1,227万円
② 国土省河川用 15社	12社 4億1,359万円
③ 水資源 9社	6社 2億8,672万円
④ 農水省 8社	8社 4億5,875万円
	(合計) 16億7,133万円

◎改善措置要求
上記①及び②の違反行為に関し、上記※1の者が在職中に行った行為について、国土交通大臣に入札談合等関与行為防止法に基づき改善措置を要求
◎要請
上記①、②及び③の違反行為に関し、上記※2の国土交通省又は水資源開発公団の退職者の行った行為について、国土交通省及び独立行政法人水資源機構に要請

水門設備工事談合事件に係る事実解明の調査体制

①	入札談合防止対策検討委員会	23名
	・次官、技監、国交審、官房長、局長等	13名
	・総括監察官	1名
	・職員以外の有識者	9名
②	監察官等調査チーム	62名(内2名は①と重複)
	・総括責任者・官房長(指定職員)	1名(※官房長①の再掲)
	・本省総括監察官、監察官(専従)	3名(※総括監察官①の再掲)
	・本省監察官(兼務)	9名
	・地方整備局監査官	24名
	・北海道開発局	5名
	・調査事務補助者	20名
	調査体制	合計
		83名
③	弁護士調査チーム(4月11日発足)	5名
	・郷原信郎 桐蔭横浜大学法科大学院教授	
	・赤松幸夫 弁護士	
	・霜鳥敦 弁護士	
	・森山大輔 弁護士	
	・米津航 弁護士	

(注)・委員会+監察官等調査チーム=23+62-2※=83

・※官房長・総括監察官は①に含まれる

・「指定職員」とは官製談合防止法第6条に基づく指定職員である

(備考)監察官等調査チームと弁護士調査チームの担当調査対象者の区分

① 監察官等調査チーム

改善措置要求及び要請で指摘のあった元職員、改善措置要求で指摘のあった元職員の上司等同僚、実名告発のあった者、過去10年間に水門設備工事の設計・積算、入札・契約に関連するポストで業務に従事した経験のある全ての者等

② 弁護士調査チーム

世話役経験者並びに改善措置要求及び要請で指摘のあった元職員等

全聴取対象者(613名(重複込618名))の一覧

聴取実施の対象	聴取対象者数(α)	聴取済数(β)	β/α (%)
① 聴取対象者A～D 本省監察官対応	24人	24人	100%
② 聴取対象者E 本省監察官対応	172人	170人 ^{注1)}	99%
③ 聴取対象者E 地方局監査官等対応	394人	389人 ^{注2)}	99%
④ 聴取対象者E小計 (②+③)	566人	559人	99%
⑤ 聴取対象者小計 (①～③) ^{注4)}	590人	583人	99%
⑥ 聴取対象者F	0人 (1人) ^{注3)}	0人 (1人) ^{注3)}	— (100%)
⑦ 追加聴取対象者G	2人 (6人) ^{注3)}	2人 (6人) ^{注3)}	100% (100%)
⑧ 追加聴取対象者H	11人	11人	100%
⑨ 追加聴取対象者I	2人	2人	100%
⑩ 追加聴取対象者J	8人	8人	100%
⑪ 追加対象者小計(除世 話役)(⑥～⑩) ^{注5)}	15人 (20人)	15人 (20人)	100% (100%)
⑫ 追加対象者小計(含世 話役)(⑥～⑩) ^{注5)}	23人 (28人)	23人 (28人)	100% (100%)
⑬ 聴取対象者総計(除世 話役)(⑤+⑪)	605人 (610人)	598人 (603人)	99% (99%)
⑭ 聴取対象者総計(含世 話役)(⑤+⑫)	613人 (618人)	606人 (611人)	99% (99%)

注1) 残り2名は聴き取り不能(病気1名、海外のため聴取不可能1名)

注2) 残り5名は聴き取り不能(病気)

注3) ()内の人数は⑥は(E)と1名、⑦は4名重複するため重複計上

注4) ①～③、⑤聴取対象者は2月1日～3月30日までのものである。

注5) ⑥～⑩追加聴取対象者は4月20日～5月25日までのものである。

聴取対象者 A・B・C・D の内訳（総数 24 名）

（◎は弁護士調査チームも直接聴取、△同電話聴取を行ったものである。）

① 聴取対象者 A：改善措置要求で指摘された元職員（1名）

	職 名
◎	総合政策局建設施工企画課課長補佐
(参考) (故人：聴取対象外)	近畿地方建設局道路部機械課長
	近畿地方整備局道路部機械課長
	〃 機械施工管理官

② 聴取対象者 B：要請で指摘された元職員（2名）

	職 名
◎	国土地理院長
◎	技監

③ 聴取対象者 C：実名の談合通報又は要請で指摘された元職員（3名）

	職 名
◎	関東地方建設局道路部機械課長
△	近畿地方建設局道路部機械課長
◎	東北地方建設局道路部機械課長

④ 聴取対象者 D：「①の職員（当時）」の上司・部下、前任・後任であった者
(18名)

聴取対象者 E の内訳（総数 566 名）

- ⑤ 聴取対象者 E：過去 10 年間に水門設備工事の設計・積算、入札・契約に関連するポストで業務に従事した経験のあるすべての者（昨年聴取を行った職員を除く）

当 時 所 属		OB	現役	
本省（総合政策局） （河川局）	建設施工企画課長（建設機械課長）	3	0	本省 監 察 官 対 応
	機械施工企画官	1	1	
	課長補佐	4	0	
	治水課長（開発課長）	3	2	
	調整官	0	4	
	企画専門官（建設専門官）	0	5	
	課長補佐	0	9	
地方整備局本局	総務部長	10	38	
	機械設備担当部長	49	43	
小 計		70	102	172
地方整備局本局	機械施工管理官	3	1	地 方 局 監 査 官 等 対 応
	機械設備担当課長	23	3	
	同課長補佐又は建設専門官	5	2	
	契約課長	35	2	
事務所	機械設備担当課長	38	17	
	契約担当課長	28	96	
北海道開発局本局	機械設備担当部長	15	5	
	機械設備担当課長	7	4	
	機械施工管理官	0	0	
	課長補佐（設備担当）	10	3	
開発建設部	機械設備担当課長	26	0	
	契約担当課長	33	28	
事業所	機械設備担当班長	0	4	
小 計		228	166	394
合 計		298	268	566

聴取対象者 F・G・H・I・J（総数 28 名）

- ⑥ 聴取対象者 F: 入札に関して不適切な働きかけがあったと回答した元職員(1名)
- ⑦ 聴取対象者 G: 3月8日の公正取引委員会による改善措置請求及び要請後に報道又は実名告発にあった職員及び元職員(6名)

関東地方整備局道路部機械課長補佐及び同補佐の上司他 5 名

- ⑧ 聴取対象者 H: 水門設備工事発注に関係する者の再就職に関係する過去 5 年間の関東地整の人事担当者であった元職員及び職員(11名)

総括調整官 7 名、企画調整官 4 名

- ⑨ 聴取対象者 I: 公正取引委員会より適切な指導の要請のあった関係公益法人職員(2名)

法人名 (社) 日本建設機械化協会、(社) 河川ポンプ施設技術協会

- ⑩ 聴取対象者 J: 世話役経験者(8名)

(◎は弁護士調査チームによる直接聴取、○は同照会書提示である。)

	社名・役職名	世話役期間
◎	石川島播磨重工業株式会社 部長	H5, 6年度
◎	日立造船株式会社 部長	H9, 10年度
◎	石川島播磨重工業株式会社 部長	H11, 12年度
○	三菱重工業株式会社 部長	H7, 8年度 H13, 14年度
◎	三菱重工業株式会社 課長	H13, 14年度
◎	三菱重工業株式会社 課長	H14年度
◎	日立造船株式会社 部長	H15, 16年度
◎	石川島播磨重工業株式会社 部長	H17年度

聴取項目

- ① 自らの不正行為への関与の有無
- ② 組織的な不正行為の背景（他のOBとの関わり、不正行為の引継ぎ、対象工事別・地域別の分担、天下りとの関連等）
- ③ 不正行為の原因
- ④ 他者の不正行為関与の有無の認識状況
- ⑤ その他（水門設備工事への経歴上の関わり、談合問題への基本認識、業界との接触、産業特性等）

将来の官製談合防止対策を考える上で参考とすべき聴取結果

(注) () 内の発言者の所属・職名は、調査対象となった当時のものであり、
◇は現時点で現役職員の、○は現時点ではOB職員の発言である。

① 談合が必要悪であるかどうかの基本認識について

●現役の発言：（3人）

- ◇「そういう面もあるのでは」（事務所・機械課長）
- ◇「業者の規模による。中小の業者さんには調整機能があったほうがいいと思います。予定価格＝適正価格かというのが疑問でした。あまりにも競争原理が働きすぎると、中小企業さんには不利な状況が生まれると思う。」（事務所・経理課長）
- ◇「そのような機能を持っていたことは言えなくはない。」（河川部長）

●OBの発言：（8人）

- 「その通りだろうと思っている。」（本局・契約課長）
- 「官側の立場ではなく、現在の業者の立場としては必要悪だと考えている。」（本局・機械課長）
- 「雇用の促進が図られるというのなら、仕方がないと云う考えもなきにしもあらずだ。」（事務所・機械課長）
- 「現在必要悪だという話がでているけれども、現役時代は談合とかの話はなく、自然体でやっていたので特に云々することはない。」（事務所・機械課長）
- 「地方の地域活性化のことを考えると必要だと思う。これから、特に中山間地の地方に対する厳しさ（雇用関係）が増すことを考えれば、雇用の受け皿としては、この仕事しかない。」（管理所長）
- 「うまく機能すれば地域にとって良い面もあるかもしれません。」（本局・河川工事課長）
- 「競争を阻害するとの点は問題あるとは思いますが、弱肉強食のみが正しいとは思わない。」（本省・課長補佐〔事務系〕）
- 「そういう気持ちはある程度あります。」（河川部長）

●その他の質問項目での回答

- ◇「完全な競争入札にはデメリットもある。過当競争を招く、負けた人の失業が増える面がある。これらを防ぐ対策も必要。談合の根源的なものを見直す必要がある。」（本省・課長補佐）

② 機械・鉄工メーカー業界及びOBからの働きかけ

i) 「予定価格について情報を求められたことがあるか」について

7名のOB職員（本局・機械課長2、事務所・機械課長3、施設管理課長2）のいずれもが、予定価格の情報を求められたものの、「一度あったが断った」、「予定価格を教えることはしなかった」などと回答。（うち最低2名は業者からの働きかけ）

ii) 「指名競争に参加する業者の指名について情報を求められたことがあるか」について

2名のOB職員（いずれも本局・機械課長）が、指名業者の情報を求められたものの、「お答えしていない」（OBからの働きかけ）、「情報は漏らさなかった」（業者からの働きかけ）と回答。

③ いわゆる官製談合防止法の周知状況（有効回答数559名）

i) いわゆる官製談合防止法を知っているか 97.0%

ii) 昨年末に同法が強化（刑事罰創設等）されたことを知っているか 83.7%

iii) 同法に規定される四つの入札談合等関与行為を知っているか 41.3%

iv) 入札談合等関与行為を行った場合は、懲戒処分のほか、損害賠償の請求があり得ることを知っているか 88.4%

v) 入札談合等関与行為を行ったことがあるか 0%

④ 水門設備工事の世話役と新聞等で行われている三菱重工業、日立造船、石川島播磨などの会社との関係について

[7. 5% (28名) が関わりがあると回答]

- ◇「名刺配り程度。」 (本省・課長補佐)
 - 「協会の団体会員である。」 (本局・機械課長)
 - 「橋梁関係の公益法人におり橋梁メーカーとしての付き合いはある。」 (道路部長)
 - ◇「堰の工事を受注した企業であった。」 (事務所・工務課長)
 - ◇「受注者であり、技術的な打ち合わせをしていた。」 (事業所・班長)
 - 「営業挨拶を受ける程度。」 (開発建設部・機械課長)
 - 「私自身が社員である。」 (本局・機械課長)
 - 「他の企業と同様、現役時に自席で挨拶を受けた程度」 (建設部長)
- 等

⑤ その他の主な意見について

●天下り先確保が官製談合の目的であることについて

- 「OB職員へのニーズは仕事量が多い会社でこそ生ずる。」 (本局・機械課長)
- 「受注額を、OBの受入数に応じて調整することは現実的に困難である。」 (本局・機械課長)
- 「役所のOBの再就職を担当するセクションは別にあり、水門工事発注の担当部局はそもそもOB職員を再就職させる業務と無関係である。」 (本省・課長補佐)

●コンプライアンス体制に関すること

- 「職員の意識を高める色々な取組が必要。特に、組織の上に立つ人が高い意識を持つことが重要。より良いものをより安く実現するという意識が必要。」 (道路部長)
- ◇「国土交通省は全職員を挙げて取り組まなければならないと考えます。」 (建政部長)
- ◇「業界の談合については、契約制度の改善と業界のコンプライアンスの徹底で対応すべき。官製談合については、あってはならないことであり、職員に対してコンプライアンス等について改めての教育が必要。」 (道路部長)

●設計・積算、入札・契約に関すること

◇「予定価格の積算は技官がやっている。電子入札のやり方について、担当者が開札前に各社の応札額がわかってしまうのは、どうなのかなと疑問に思う。」（事務所・総務課長）

○「契約のあり方に改善すべき点があったと思う。」（河川部長）

○「技術評価とか企業評価を適正に行うことが必要」（本局・契約課長）

●談合に関すること

○「発注官庁が談合に関与することがなくなれば、談合はなくなると思います。」（開発建設部・機械通信課長）

◇「官製談合はなくなると思うが、民々の談合については、業界の中で問題で、業界の意識がどう変わっていくかにかかっている。」（事務所・経理課長）

○「民間談合は、根絶できないと思う。何をやっても打つ手なし。」（本局・契約課長）

◇「なぜ業界が談合しているのか、根本的な分析が必要だと思う。」（河川部長）

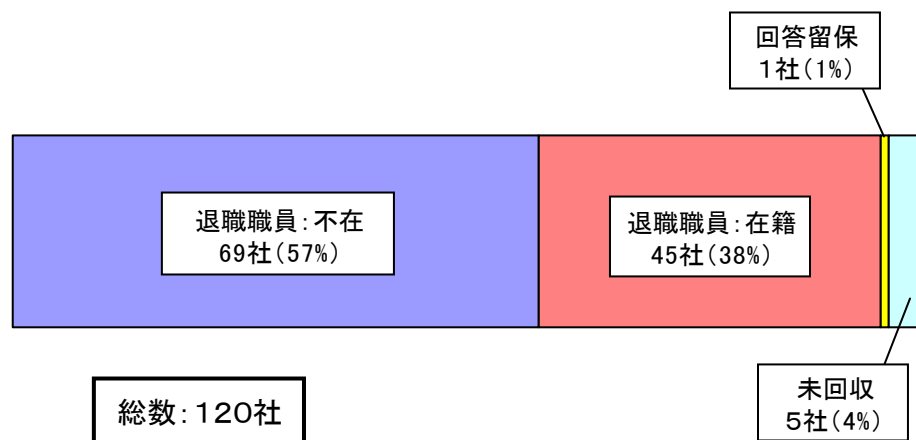
水門設備工事受注企業に対するアンケート調査結果について

受注企業調査

平成13年度から17年度の期間中に、国土交通省が発注する水門設備工事の受注実績のある企業120社を対象に、国土交通省の退職者の再就職とのかかりについての調査を行った。

1. 調査票回収状況

調査票の回収状況は以下のとおり。



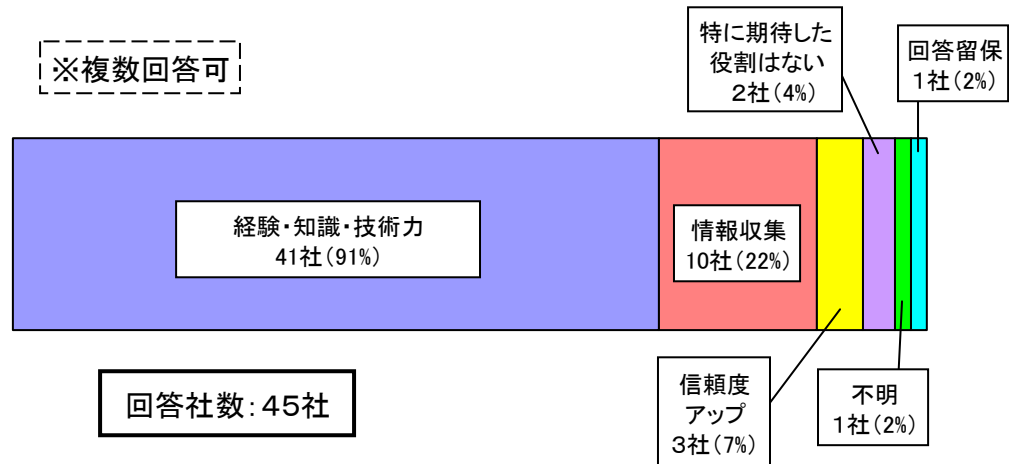
- ・対象企業数120社のうち、115社から回答（回収率96%）。
- ・国土交通省退職職員が在籍する企業は45社（対象企業数の38%）。

2. 調査票集計結果

上記回収結果のうち、国土交通省退職職員が在籍する企業45社を対象に、以下の集計を行った。

(1) 国土交通省退職職員の採用の理由、採用の経緯についての集計結果は以下のとおり。

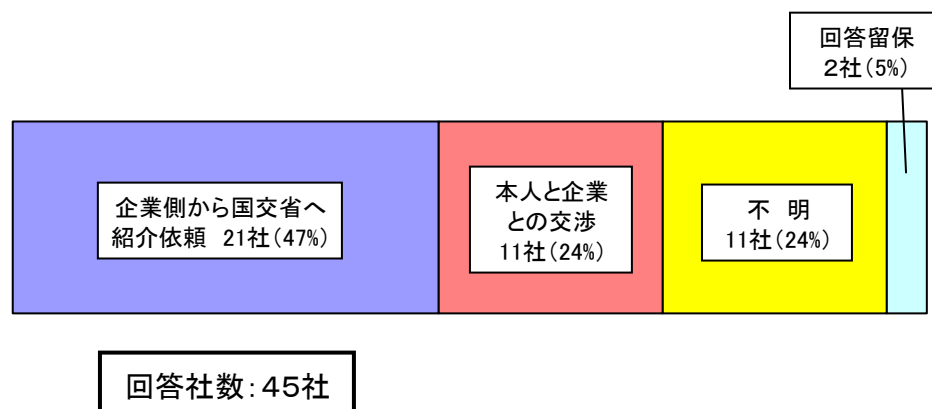
① 国土交通省退職職員の採用の理由



- ・『経験・知識・技術力』を期待する企業は41社（全体の91%）。
- ・『情報収集』を期待する企業は10社（同22%）。
- ・『信頼度アップ』を期待する企業は3社（同7%）。
- ・『特に期待した役割はない』とする企業は2社（同4%）。

② 国土交通省退職職員を採用した経緯

国土交通省退職職員がどのようなやり取りで採用に至ったかについての集計結果は以下のとおり。



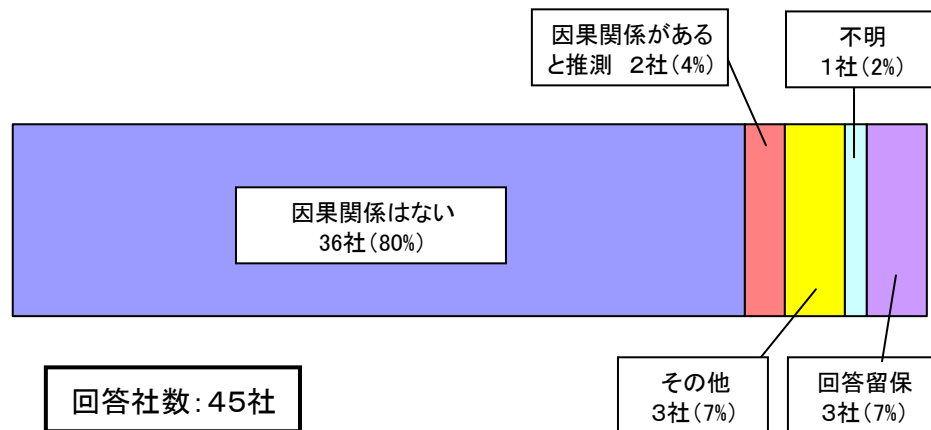
- ・企業側から国土交通省へ紹介依頼があり、採用に至ったとする企業は21社（全体の47%）。
- ・国土交通省を通さず、本人と企業との交渉で採用に至ったとする企

業は11社(同24%)。

- ・不明と答えた企業は24%になっているが、その理由としては、当時の担当者が退職していること等により詳細が分からないとのこと。

(2) 国土交通省退職職員の再就職と談合との因果関係についての認識

国土交通省退職職員の再就職と公正取引委員会による排除措置命令の対象となった水門設備工事に係る談合行為との因果関係について、どのような認識を持っていたかを確認した。集計結果は以下のとおり。



『因果関係がある』と回答のあった企業の意見

[A 社]

- ・今回の排除措置命令の対象となった水門設備工事に関しては、国土交通省OBの再就職と談合行為の間に何らかの因果関係があるだろうとは推測していたが、弊社に在籍のOBが関係していたとは認識していない。

[B 社]

- ・一定以上の上位職に在籍された方が関わっていたのではと、推測する程度です。当社OBはそのような動きも全くせず、恩恵も全くありませんでした。

『その他』の意見

[C 社]

- ・先般の公正取引委員会の調査において、弊社からも数名の関係者が事情聴取され、誠に遺憾に存じております。

〔D 社〕

- ・国土交通省のOBを採用することで技術力のアップを図ってきたが、心証を良くすることで「有利になるのでは」との思いもあった。

〔E 社〕

- ・国家公務員の民間企業再就職については悪いものと考えてはいないが、発注量減、低価格競争激化の中で一部大手企業のOB間で受注のやりとりをしていたのは、地方中小企業にとって遺憾である。

ダム用・河川用水門設備工事全体契約状況

(単位: 件、千円、%)

	独占禁止法違反を行っていた期間の契約			
		件数	契約金額	平落札率
ダム用・河川用水門設備工事合計	受注企業全体	102	31,187,415	95.66
	14社+23社	92	29,655,885	96.23
	(14社+23)以外	10	1,531,530	90.41

ダム用水門設備工事全体契約状況

(単位: 件、千円、%)

	独占禁止法違反を行っていた期間 (平成13年8月～17年5月)の契約			
		件数	契約金額	平落札率
ダム用水門設備工事	受注企業全体	33	13,988,520	96.41
	14社	32	13,860,000	96.45
	14社以外	1	128,520	95.06

注 一般競争入札、公募型指名競争入札又は詳細条件審査型一般競争入札により発注するダム用水門設備工事を対象としている。

河川用水門設備工事契約状況

(単位: 件、千円、%)

	独占禁止法違反を行っていた期間 (平成13年7月～17年5月)の契約			
		件数	契約金額	平落札率
河川用水門設備工事	受注企業全体	69	17,198,895	95.30
	23社	60	15,795,885	96.11
	23社以外	9	1,403,010	89.90

注 一般競争入札、公募型指名競争入札若しくは詳細条件審査型一般競争入札又は工事希望型指名競争入札の方法により発注する河川用水門設備工事を対象としている。

低入札発生率

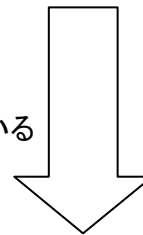
河川用水門設備工事

(単位:件、千円、%)

	全工事			水門設備工事		
	件数	低入札	発生率	件数	低入札	発生率
H13年度	14,782	350	2.37%	14		0.00%
H14年度	15,869	481	3.03%	25	1	4.00%
H15年度	13,032	496	3.81%	19	1	5.26%
H16年度	12,361	492	3.98%	11		0.00%

注 独占禁止法違反行為が行われていたと認定された期間の低入札は河川用水門設備工事においてのみ発生

注 全工事の件数、低入札の件数は、8地方整備局を対象としている



入札方式別・入札参加者別における低入札発生状況

(単位:件、千円、%)

入札参加者	件数	平均落札率	入札方式				計
			一般競争	公募	詳細条件審査型一般	工事希望	
23社のみ	0	-	0	0	0	0	0
23社以外のみ	0	-	0	0	0	0	0
23社と23社以外が混在	2	66.67%	0	1	1	0	2
計	2	66.67%	0	1	1	0	2

注1 一般競争入札、公募型指名競争入札若しくは詳細条件審査型一般競争入札又は工事希望型指名競争入札の方法により発注する河川用水門設備工事を対象としている。

注2 落札した業者は23社以外の企業であった。

詳細条件審査型一般競争入札

地整	年度	入札年月日	契約年月日	工事名	23社 (河川)	入札参加者	入札金額 (税抜)	予定価格 (税抜)	入札率	落札者
北陸	15	H16.3.4	H16.3.17	大坪用水堰ゲート設備工事	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	佐藤鉄工(株) 豊国工業(株) 日立造船(株) JFEエンジニアリング(株) 三菱重工業(株) (株)栗本鐵工所 三井造船(株) (株)丸島アクアシステム 水機工業(株)	295,000,000 355,000,000 357,000,000 360,000,000 無効 無効 無効 無効 275,000,000	432,370,000	68.23% 82.11% 82.57% 83.26% — — — — 63.60%	○

公募型指名競争入札

地整	年度	入札年月日	契約年月日	工事名	23社 (河川)	入札参加者	入札金額 (税抜)	予定価格 (税抜)	入札率	落札者
九州	14	H15.3.4	H15.3.17	小井手堰機械設備工事	○ ○ ○	住友電気工業(株) 西田鉄工(株) 豊国工業(株) (株)ミゾタ (株)ブリヂストンアイピーケー	辞退 118,000,000 110,000,000 120,000,000 92,200,000	132,210,000	— 89.25% 83.20% 90.76% 69.74%	○

ダム・河川用水門設備工事にかかる契約金額とOB在職者数(平成13～17年度)

対象:ダム・河川用水門設備工事(談合期間)

(単位:千円、人)

	受注業者	平成13年度(7月～)		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度(5月まで)		累計						
		順位	契約金額	在籍OB数	順位	契約金額	在籍OB数	順位	契約金額	在籍OB数	順位	契約金額	在籍OB数	順位	契約金額	在籍OB数		
1	三菱重工(株)	2	1,748,250,000	2	7	233,100,000	2	1	2,847,600,000	1	5	451,500,000	1	0	1	5,280,450,000	7	
2	石川島播磨重工業(株)	1	1,844,850,000	—	1	1,501,500,000	—	5	535,500,000	—	2	1,257,900,000	—	0	2	5,139,750,000	—	
3	西田鉄工(株)	4	728,700,000	3	2	1,067,850,000	4	3	1,187,550,000	4	3	717,150,000	4	0	4	3,701,250,000	19	
4	(株)栗本鐵工所		0	2	5	456,225,000	2	2	2,424,450,000	1	7	294,000,000	2	0	2	3,174,675,000	9	
5	川崎重工業(株)	3	1,254,750,000	4	12	152,250,000	4	4	802,200,000	4	6	378,000,000	1	0	1	2,587,200,000	14	
6	日立造船(株)	8	241,500,000	4		0	4	8	405,300,000	3	1	1,795,500,000	3	0	3	2,442,300,000	17	
7	JFEエンジニアリング(株) 【～H15.4.1 日本鋼管】		0	1	3	756,000,000	1	9	375,900,000	1	4	509,250,000	1	0	1	1,641,150,000	5	
8	豊国工業(株)	5	264,810,000	7	4	537,600,000	8	6	512,400,000	9		0	9	0	10	1,314,810,000	43	
9	(株)丸島アクアシステム		0	3	3	756,000,000	3	16	162,750,000	3		0	3	0	3	918,750,000	15	
10	(株)田原製作所	6	259,350,000	—	10	189,000,000	—	10	341,250,000	—	11	115,500,000	—	0	—	10	905,100,000	—
11	三井造船(株)		0	1	9	203,700,000	1	7	458,850,000	1		0	1	0	2	662,550,000	6	
12	日本自動機工(株)	7	257,250,000	2		0	2	13	248,850,000	2	10	118,650,000	1	0	2	624,750,000	9	
13	住友重機械工業(株)		0	0	6	430,500,000	0		0	1		0	1	0	1	430,500,000	3	
14	佐藤鉄工(株)		0	3	6	189,000,000	3		0	4	8	231,000,000	4	1	0	3	420,000,000	17
15	飯田鉄工(株)		0	2	13	120,750,000	2	11	291,900,000	2		0	2	0	2	412,650,000	10	
16	水機工業(株)		0			0		12	288,750,000			0		0	16	288,750,000	0	
17	(株)クボタ		0	3	8	231,000,000	3		0	3		0	4	0	5	231,000,000	18	
18	(株)西島製作所		0	0		0	0	14	183,750,000	0		0	0	0	0	183,750,000	0	
19	福井鐵工(株)		0			0		15	168,000,000			0		0	19	168,000,000	0	
20	(株)荏原製作所		0		11	157,500,000			0			0		0	20	157,500,000	0	
21	(株)日立製作所		0	3		0	2	17	131,250,000	2		0	2	0	2	131,250,000	11	
22	(株)イスミック		0	0		0	0		0	0	9	128,520,000	1	0	1	128,520,000	2	
23	住友電気工業(株)	9	118,650,000			0			0			0		0	23	118,650,000	0	
24	(株)ブリヂストンアイピー ケー		0		14	96,810,000			0			0		0	24	96,810,000	0	
25	北日本機械(株)		0	1	15	27,300,000	1		0	1		0	1	0	1	27,300,000	5	
	年度合計		6,718,110,000	41		7,106,085,000	42		11,366,250,000	42		5,996,970,000	41	0	44	31,187,415,000	210	

注2 網掛けは14社及び23社

ダム用水門設備工事にかかる契約金額とOB在職者数(平成13～17年度)

対象:ダム用水門工事(談合期間)

(単位:千円、人)

	受注業者	平成13年度(8月～)		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度 (5月まで)		累 計						
		順位	契約金額	在籍OB数	順位	契約金額	在籍OB数	順位	契約金額	在籍OB数	順位	契約金額	在籍OB数	順位	契約金額	在籍OB数		
1	石川島播磨重工業(株)	1	1,202,250,000	—	1	808,500,000	—	5	535,500,000	—	2	976,500,000	—	0	—	1	3,522,750,000	—
2	川崎重工業(株)	2	939,750,000	4		0	4	3	802,200,000	4	3	378,000,000	1	0	1	2	2,119,950,000	14
3	(株)栗本鐵工所		0	2	3	289,800,000	2	1	1,678,950,000	1		0	2	0	2	3	1,968,750,000	9
4	日立造船(株)		0	4		0	4		0	3	1	1,795,500,000	3	0	3	4	1,795,500,000	17
5	三菱重工業(株)	3	666,750,000	2		0	2	4	684,600,000	1		0	1	0	1	5	1,351,350,000	7
6	西田鉄工(株)	4	109,200,000	3	4	273,000,000	4	2	904,050,000	4		0	4	0	4	6	1,286,250,000	19
7	三井造船(株)		0	1	5	203,700,000	1	6	283,500,000	1		0	1	0	2	7	487,200,000	6
8	(株)丸島アクアシステム		0	3	2	294,000,000	3	8	162,750,000	3		0	3	0	3	8	456,750,000	15
9	佐藤鉄工(株)		0	3	6	189,000,000	3		0	4	4	231,000,000	4	0	3	9	420,000,000	17
10	(株)田原製作所	5	107,100,000	—		0	—	7	220,500,000	—		0	—	0	—	10	327,600,000	—
11	(株)イスミック		0	0		0	0		0	0	5	128,520,000	1	0	1	11	128,520,000	2
12	JFEエンジニアリング(株)		0	1		0	1	9	123,900,000	1		0	1	0	1	12	123,900,000	5
	年度合計		3,025,050,000	23		2,058,000,000	24		5,395,950,000	22		3,509,520,000	21	0	21		13,988,520,000	111

注1 一般競争入札、公募型指名競争入札又は詳細条件審査型一般競争入札により発注するダム用水門設備工事を対象としている。

注2 共同企業体による受注実績(1件)は、出資比率により按分している。

注3 網掛けは14社

河川用水門設備工事にかかる契約金額とOB在職者数(平成13～17年度)

対象: 河川用水門設備工事(談合期間)

(単位: 千円、人)

受注業者	平成13年度(7月～)		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度(5月まで)		累計				
	順位	契約金額	在籍OB数	順位	契約金額	在籍OB数	順位	契約金額	在籍OB数	順位	契約金額	在籍OB数			
1 三菱重工業(株)	1	1,081,500,000	2	7	233,100,000	2	1	2,163,000,000	1	3	451,500,000	7	1	3,929,100,000	7
2 西田鉄工(株)	3	619,500,000	3	1	794,850,000	4	7	283,500,000	4	1	717,150,000	4	2	2,415,000,000	19
3 石川島播磨重工業(株)	2	642,600,000	—	3	693,000,000	—	—	—	—	5	281,400,000	—	—	1,617,000,000	—
4 JFEエンジニアリング(株) 【～H15.4.1 日本鋼管】			1	2	756,000,000	1	8	252,000,000	1	2	509,250,000	1	4	1,517,250,000	5
5 豊国工業(株)	5	264,810,000	7	4	537,600,000	8	3	512,400,000	9			9	10	1,314,810,000	43
6 株栗本鐵工所			2	10	166,425,000	2	2	745,500,000	1	4	294,000,000	2	2	1,205,925,000	9
7 日立造船(株)	7	241,500,000	4			4	4	405,300,000	3			3	3	646,800,000	17
8 日本自動機工(株)	6	257,250,000	2			2	9	248,850,000	2	6	118,650,000	1	2	624,750,000	9
9 株田原製作所	8	152,250,000	—	9	189,000,000	—	14	120,750,000	—	7	115,500,000	—	—	577,500,000	—
10 川崎重工業(株)	4	315,000,000	4	12	152,250,000	4			4			1	1	467,250,000	14
11 株丸島アクアシステム			3	5	462,000,000	3			3			3	3	462,000,000	15
12 住友重機械工業(株)			0	6	430,500,000	0			1			1	1	430,500,000	3
13 飯田鉄工(株)			2	13	120,750,000	2	5	291,900,000	2			2	2	412,650,000	10
14 水機工業(株)							6	288,750,000					14	288,750,000	0
15 株クボタ			3	8	231,000,000	3			3			4	5	231,000,000	18
16 株西島製作所			0			0	10	183,750,000	0			0	16	183,750,000	0
17 三井造船(株)			1			1	11	175,350,000	1			1	17	175,350,000	6
18 福井鐵工(株)							12	168,000,000					18	168,000,000	0
19 株荏原製作所				11	157,500,000								19	157,500,000	0
20 株日立製作所			3			2	13	131,250,000	2			2	20	131,250,000	11
21 住友電気工業(株)	9	118,650,000											21	118,650,000	0
22 株ブリヂストンアイピー ケー				14	96,810,000								22	96,810,000	0
23 北日本機械(株)			1	15	27,300,000	1			1			1	23	27,300,000	5
年度合計		3,693,060,000	38		5,048,085,000	39		5,970,300,000	38		2,487,450,000	36	0	17,198,895,000	191

注1 一般競争入札、公募型指名競争入札若しくは詳細条件審査型一般競争入札又は工事希望型指名競争入札の方法により発注する河川用水門設備工事を対象としている。

注2 網掛けは23社

ダム・河川用水門設備工事にかかる契約件数と在籍OB数(平成13～17年度)

対象ダム・河川用水門設備工事(談合期間)

(単位:千円、人)

	受注業者	平成13年度(7月～)		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度(5月)		累 計							
		順位	契約件数	在籍OB数	順位	契約件数	在籍OB数	順位	契約件数	在籍OB数	順位	契約件数	在籍OB数	順位	契約件数	在籍OB数			
1	石川島播磨重工業(株)	1	7	—	1	5	—	3	2	—	3	3	—		0	—	1	17	—
2	西田鉄工(株)	2	3	3	1	5	4	3	2	4	1	5	4		0	4	2	15	19
3	三菱重工業(株)	2	3	2	3	2	2	1	4	1	3	1	1		0	1	3	10	7
4	豊国工業(株)	4	1	7	2	3	8	2	3	9		0	9		0	10	4	7	43
5	(株)栗本鐵工所		0	2	2	3	2	2	3	1	3	1	2		0	2	4	7	9
6	(株)田原製作所	3	2	—	4	1	—	3	2	—	3	1	—		0	—	5	6	—
7	日立造船(株)	4	1	4		0	4	4	1	3	2	3	3		0	3	6	5	17
8	川崎重工業(株)	3	2	4	4	1	4	4	1	4	3	1	1		0	1	6	5	14
9	日本自動機工(株)	4	1	2		0	2	3	2	2	3	1	1		0	2	7	4	9
10	JFEエンジニアリング(株)		0	1	4	1	1	3	2	1	3	1	1		0	1	7	4	5
11	(株)丸島アクアシステム		0	3	2	3	3	4	1	3		0	3		0	3	7	4	15
12	三井造船(株)		0	1	3	2	1	3	2	1		0	1		0	2	7	4	6
13	飯田鉄工(株)		0	2	4	1	2	4	1	2		0	2		0	2	8	2	10
14	佐藤鉄工(株)		0	3	4	1	3		0	4	3	1	4	1	0	3	8	2	17
15	住友重機械工業(株)		0	0	4	1	0		0	1		0	1		0	1	9	1	3
16	(株)クボタ		0	3	4	1	3		0	3		0	4		0	5	9	1	18
17	(株)日立製作所		0	3		0	2	4	1	2		0	2		0	2	9	1	11
18	北日本機械(株)		0	1	4	1	1		0	1		0	1		0	1	9	1	5
19	(株)イスミック		0	0		0	0		0	0	3	1	1		0	1	9	1	2
20	(株)荏原製作所		0		4	1			0			0			0		9	1	0
21	水機工業(株)		0			0		4	1			0			0		9	1	0
22	住友電気工業(株)	4	1			0			0			0			0		9	1	0
23	福井鐵工(株)		0			0		4	1			0			0		9	1	0
24	(株)ブリヂストンアイピーケー		0		4	1			0			0			0		9	1	0
25	(株)西島製作所		0	0		0	0	4	1	0		0	0		0	0	9	1	0
	年度合計		21	41		33	42		30	42		19	41		0	44		103	210

注1 共同企業体による受注実績(1件)は、出資比率により按分しているため2件でカウントしている。このため、工事件数が契約状況総括表と一致していない。

注2 網掛けは14社及び23社

ダム用水門設備工事にかかる契約件数と在籍OB数(平成13～17年度)

対象:ダム用水門工事(談合期間)

(単位:件、人)

	受注業者	平成13年度(8月～)		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度(5月)		累 計				
		順位	契約件数	在籍OB数	順位	契約件数	在籍OB数	順位	契約件数	在籍OB数	順位	契約件数	在籍OB数	順位	契約件数	在籍OB数
1	石川島播磨重工業(株)	1	3	—	1	2	—	1	2	—		0	—	1	9	—
2	西田鉄工(株)	2	1	3	2	1	4	2	1	4		0	4	2	3	19
3	川崎重工業(株)	2	1	4		0	4	2	1	4	3	1	1	2	3	14
4	三井造船(株)		0	1	1	2	1	1	1		0	1		0	2	6
5	三菱重工業(株)	2	1	2		0	2	1	2	1		0	1	2	3	7
6	日立造船(株)		0	4		0	4		0	3	1	3	3		0	17
7	(株)栗本鐵工所		0	2	2	1	2	2	1	1		0	2	3	2	9
8	(株)丸島アクアシステム		0	3	2	1	3	2	1	3		0	3	3	2	15
9	(株)田原製作所	2	1	—		0	—	2	1	—		0	—	3	2	—
10	佐藤鉄工(株)		0	3	2	1	3		0	4	3	1	4	3	2	17
11	JFEエンジニアリング(株)		0	1		0	1	2	1	1		0	1	4	1	5
12	(株)イスミック		0	0		0	0		0	0	3	1	1	4	1	2
	年度合計		7	23		8	24		11	22		8	21		34	111

注1 一般競争入札、公募型指名競争入札又は詳細条件審査型一般競争入札により発注するダム用水門設備の新設工事を対象としている。

注2 共同企業体による受注実績(1件)は、出資比率により按分しているため2件でカウントしている。このため、工事件数が契約状況総括表と一致していない。

注3 網掛けは14社

河川用水門設備工事にかかる契約件数と在籍OB数(平成13～17年度)

対象:河川用水門設備工事(談合期間)

(単位:千円、人)

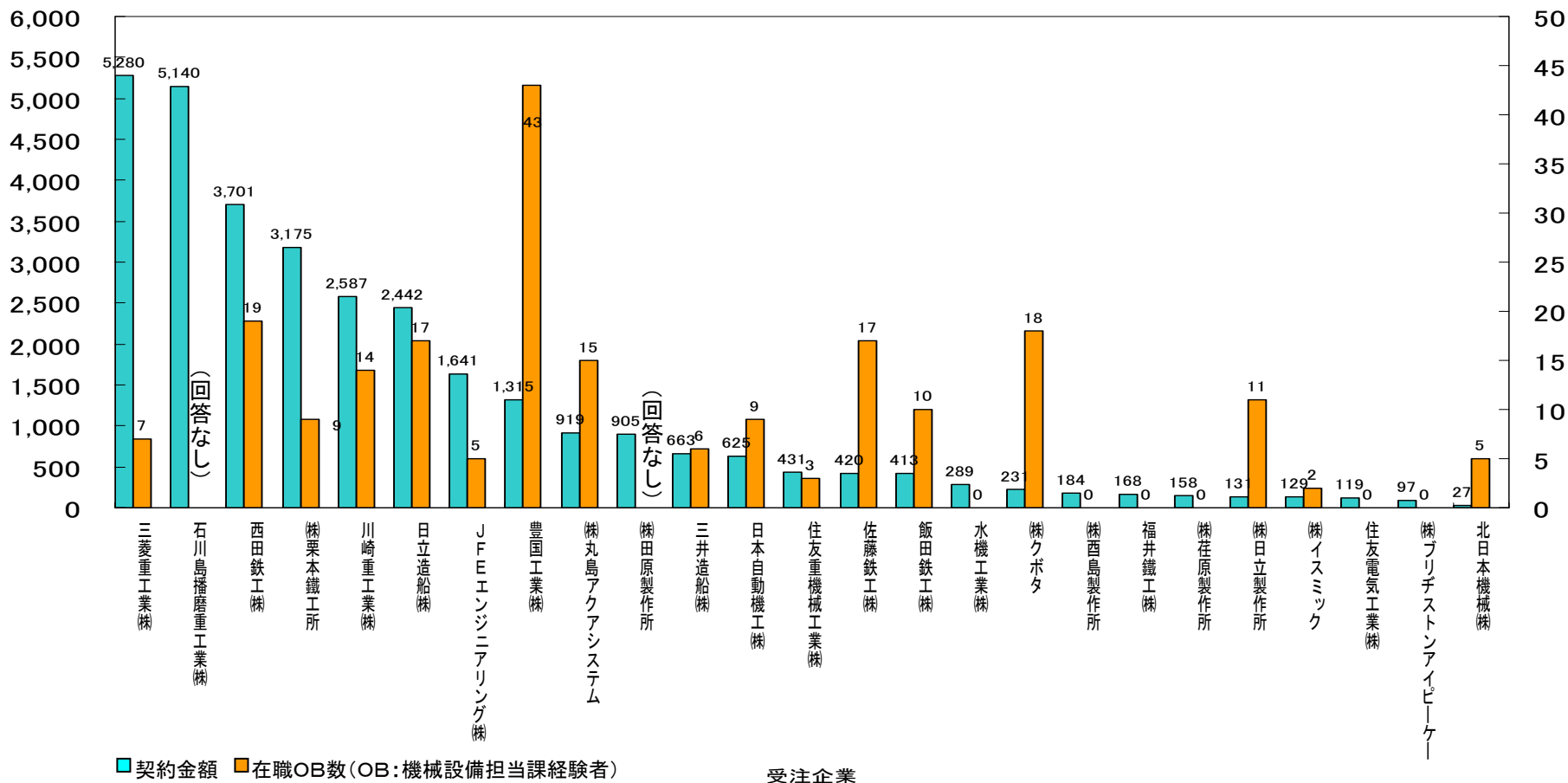
	受注業者	平成13年度(7月～)		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度(5月)		累 計						
		順位	契約件数	在籍OB数	順位	契約件数	在籍OB数	順位	契約件数	在籍OB数	順位	契約件数	在籍OB数	順位	契約件数	在籍OB数		
1	西田鉄工(株)	2	2	3	1	4	4	3	1	4	1	5	4	4	1	12	19	
2	石川島播磨重工業(株)	1	4	—	2	3	—	—	—	2	1	—	—	—	2	8	—	
3	豊国工業(株)	3	1	7	2	3	8	1	3	9	—	—	9	10	3	7	43	
4	三菱重工業(株)	2	2	2	3	2	2	2	2	1	2	1	1	1	3	7	7	
5	(株)栗本鐵工所			2	3	2	2	2	2	1	2	1	2	2	4	5	9	
6	日本自動機工(株)	3	1	2			2	2	2	1	2	1	1	2	5	4	9	
7	(株)田原製作所	3	1	—	4	1	—	3	1	—	2	1	—	—	5	4	—	
8	JFEエンジニアリング(株)			1	4	1	1	3	1	1	2	1	1	1	6	3	5	
9	(株)丸島アクアシテム			3	3	2	3			3			3	3	7	2	15	
10	日立造船(株)	3	1	4			4	3	1	3			3	3	7	2	17	
11	飯田鉄工(株)			2	4	1	2	3	1	2			2	2	7	2	10	
12	川崎重工業(株)	3	1	4	4	1	4			4			1	1	7	2	14	
13	住友重機械工業(株)			0	4	1	0			1			1	1	8	1	3	
14	三井造船(株)			1			1	3	1	1			1	2	8	1	6	
15	(株)クボタ			3	4	1	3			3			4	5	8	1	18	
16	(株)日立製作所			3			2	3	1	2			2	2	8	1	11	
17	北日本機械(株)			1	4	1	1			1			1	1	8	1	5	
18	(株)西島製作所			0			0	3	1	0			0	0	8	1	0	
19	(株)荏原製作所				4	1									8	1	0	
20	水機工業(株)							3	1						8	1	0	
21	住友電気工業(株)	3	1												8	1	0	
22	(株)ブリヂストンアイピーケー				4	1									8	1	0	
23	福井鐵工(株)							3	1						8	1	0	
	年度合計		14	38		25	39		19	38		11	36		0	40	69	191

注1 一般競争入札、公募型指名競争入札若しくは詳細条件審査型一般競争入札又は工事希望型指名競争入札の方法により発注する河川用水門設備工事を対象としている。

注2 網掛けは23社

水門設備工事(ダム用・河川用)にかかる契約状況(契約金額)

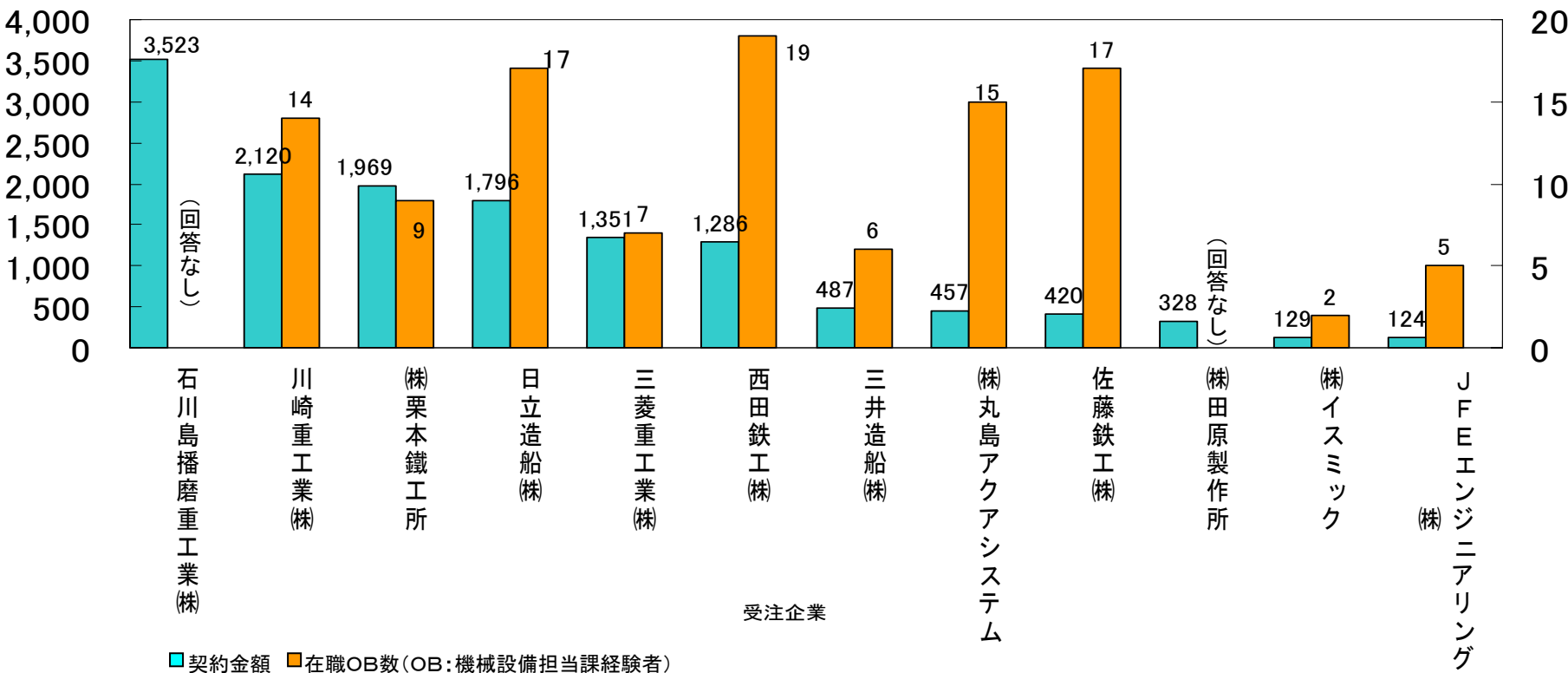
独占禁止法違反行為があったと認定された期間のダム用・河川用水門設備工事における、累計契約金額と累計在籍OB数に関する明らかな相関関係は見受けられない。



注 上記金額は、次頁以降のダム用水門設備工事及び河川用水門設備工事の合計である。

水門設備工事(ダム用)にかかる契約状況(契約金額)

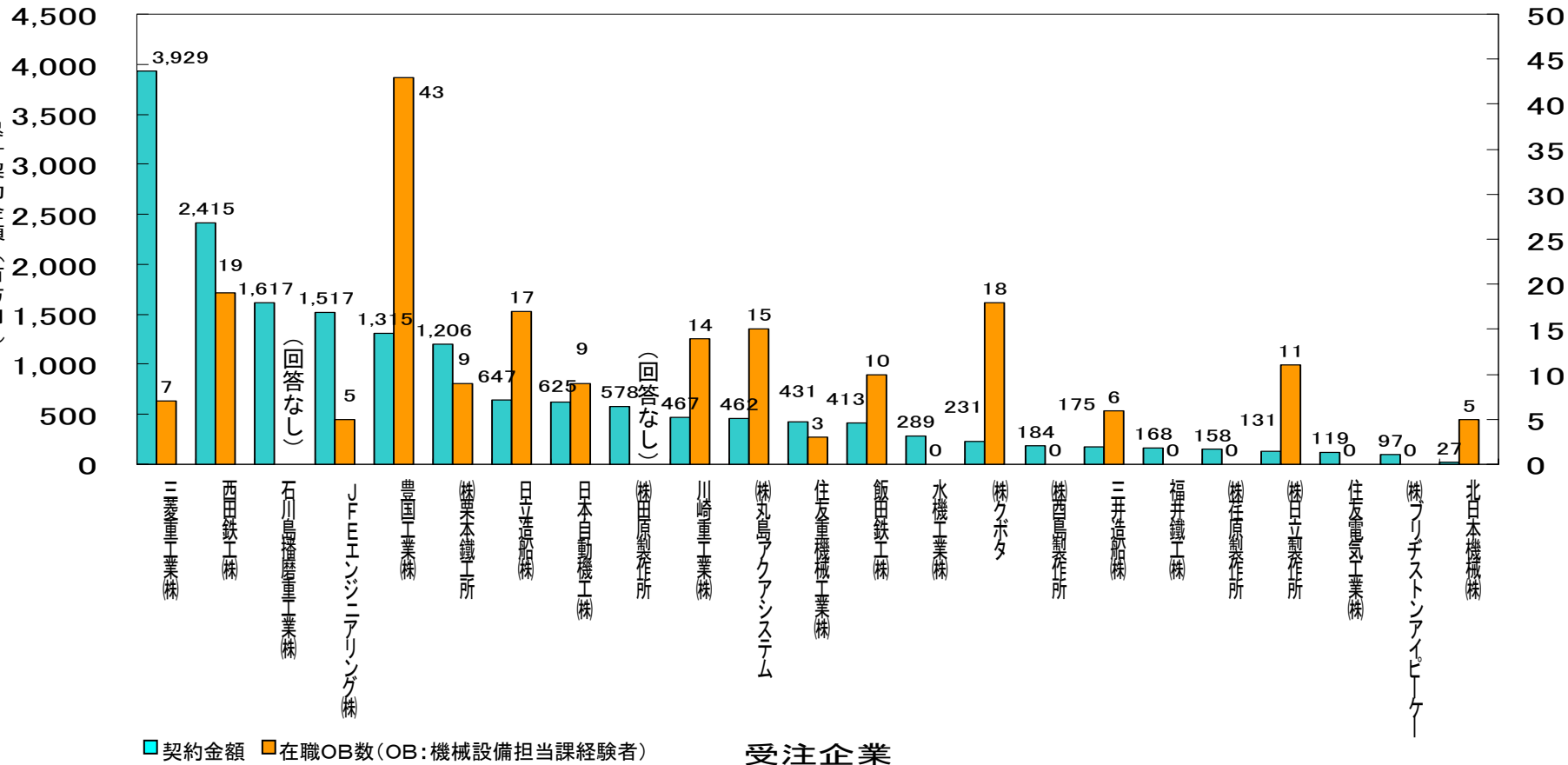
独占禁止法違反行為があったと認定された期間のダム用水門設備工事における、累計契約金額と累計在籍OB数に関する明らかな相関関係は見受けられない。



注 上記契約金額及び在籍OB数は、平成13年8月1日～平成17年5月31日に一般競争、詳細条件審査型一般競争、公募型指名入札により入札された工事の累計契約金額及び各年度の在籍OB数の累計数である。

水門設備工事(河川用)にかかる契約状況(契約金額)

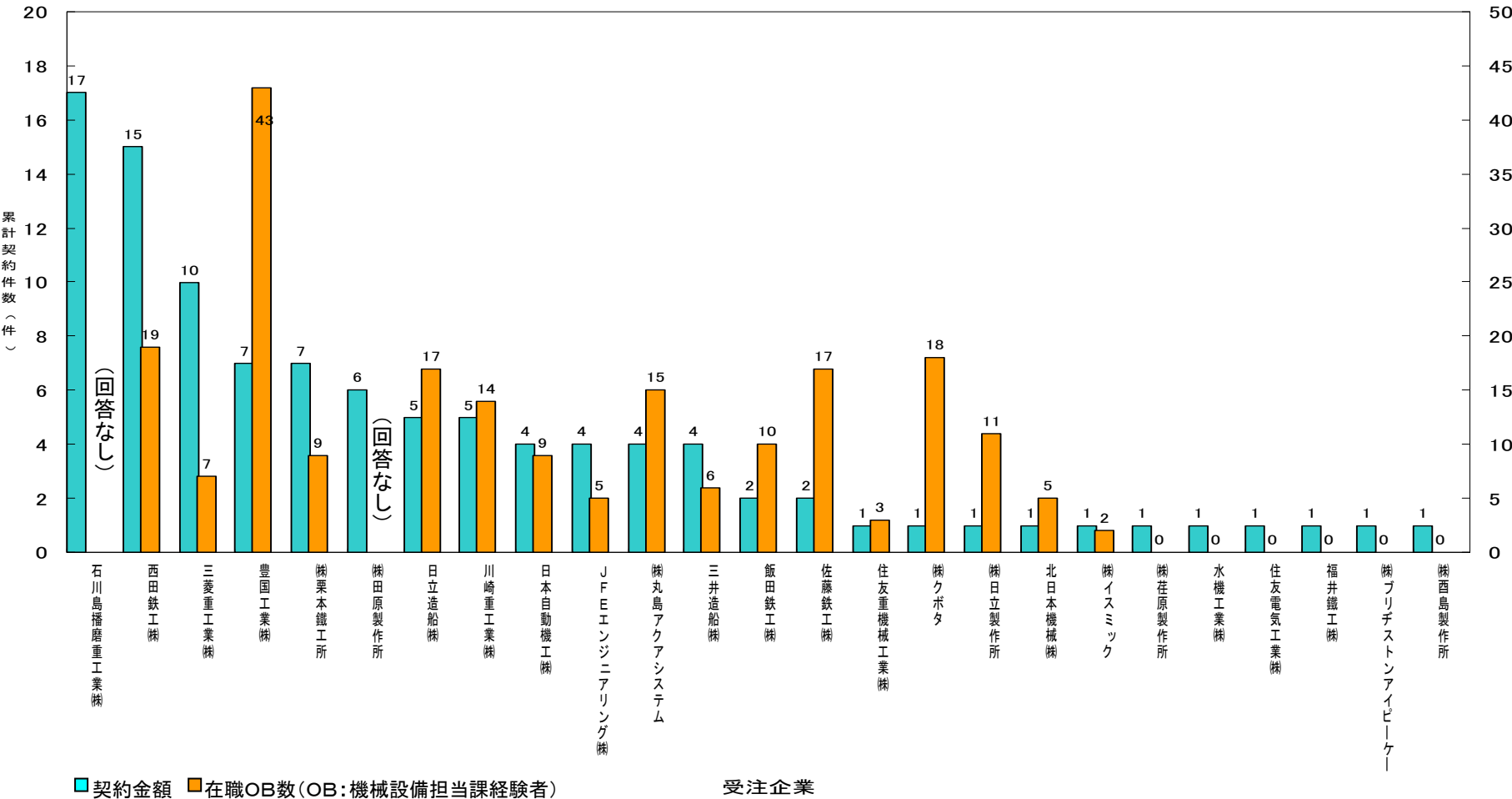
独占禁止法違反行為があったと認定された期間の河川用水門設備工事における、累計契約金額と累計在籍OB数に関する明らかな相関関係は見受けられない。



注 上記契約金額及び在籍OB数は、平成13年7月1日～平成17年5月31日に一般競争、詳細条件審査型一般競争、公募型指名入札、工事希望型(指名)入札により入札された工事の累計契約金額及び各年度の在籍OB数の累計人数である。

水門設備工事(ダム用・河川用)にかかる契約状況(契約件数)

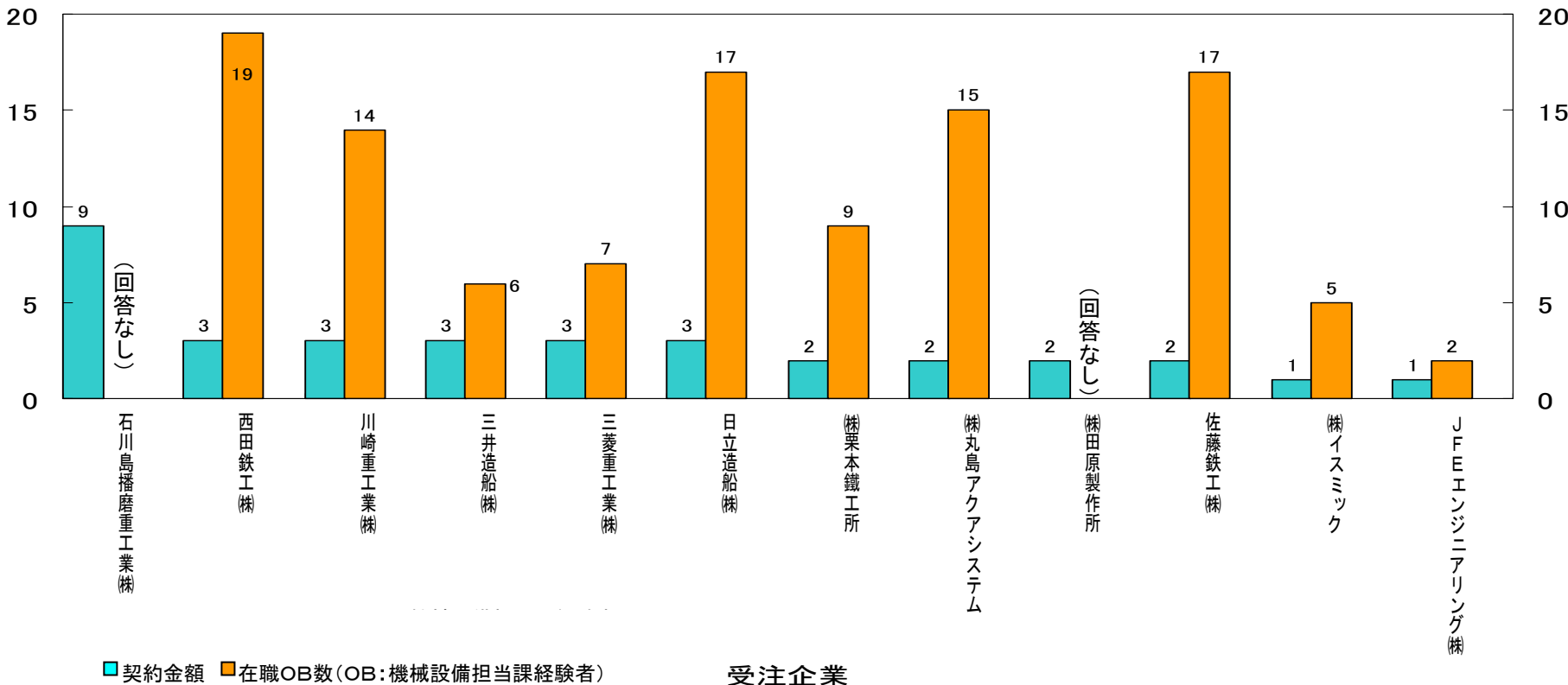
独占禁止法違反行為があったと認定された期間のダム・河川用水門設備工事における、累計契約件数と累計在籍OB数に関する明らかな相関関係は見受けられない。



注 上記金額は、次頁以降のダム用水門設備工事及び河川用水門設備工事の合計である。

水門設備工事(ダム用)にかかる契約状況(契約件数)

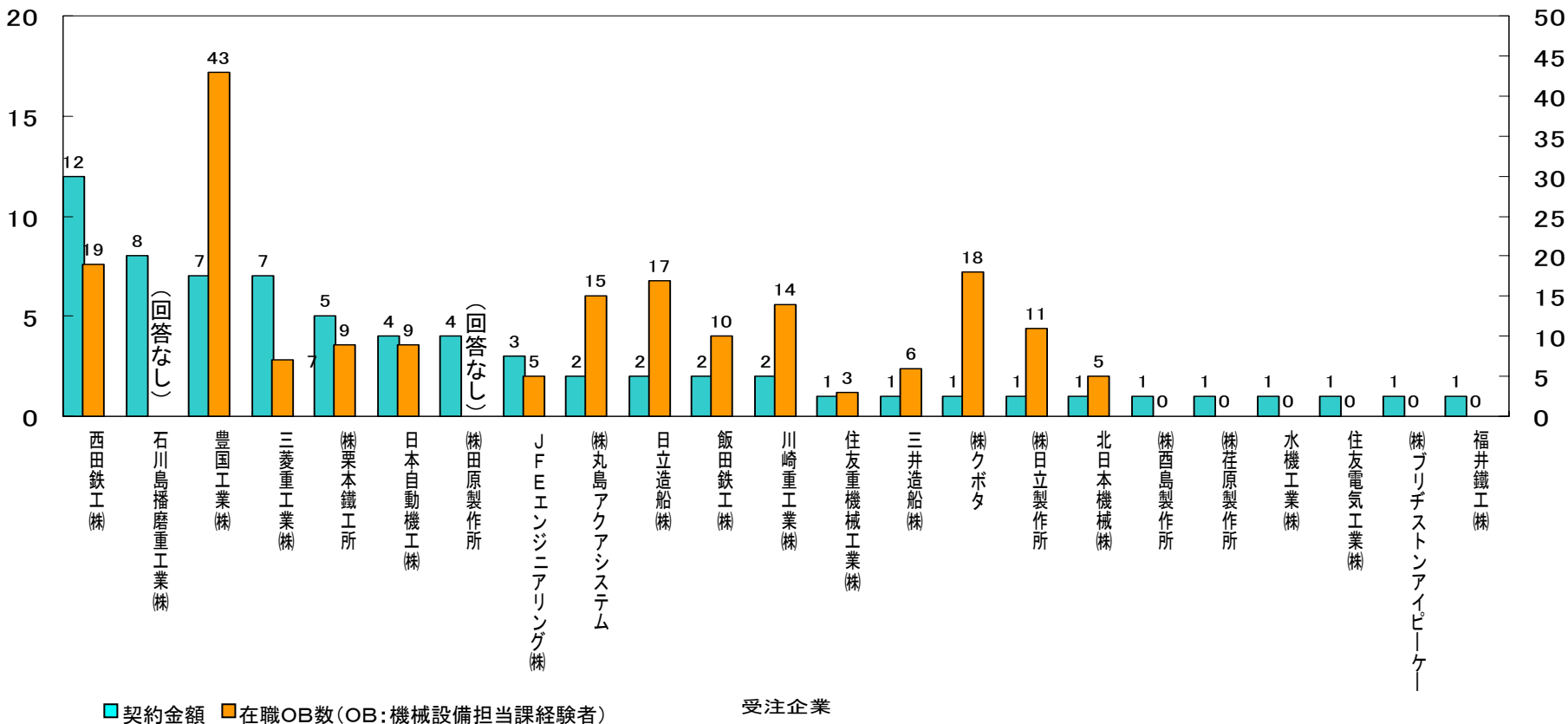
独占禁止法違反行為があったと認定された期間のダム用水門設備工事における、累計契約件数と累計在籍OB数に関する明らかな相関関係は見受けられない。



注 上記契約金額及び在籍OB数は、平成13年8月1日～平成17年5月31日に一般競争、詳細条件審査型一般競争、公募型指名入札より入札された工事の累計契約金額及び各年度の在籍OB数の累計人数である。

水門設備工事(河川用)にかかる契約状況(契約件数)

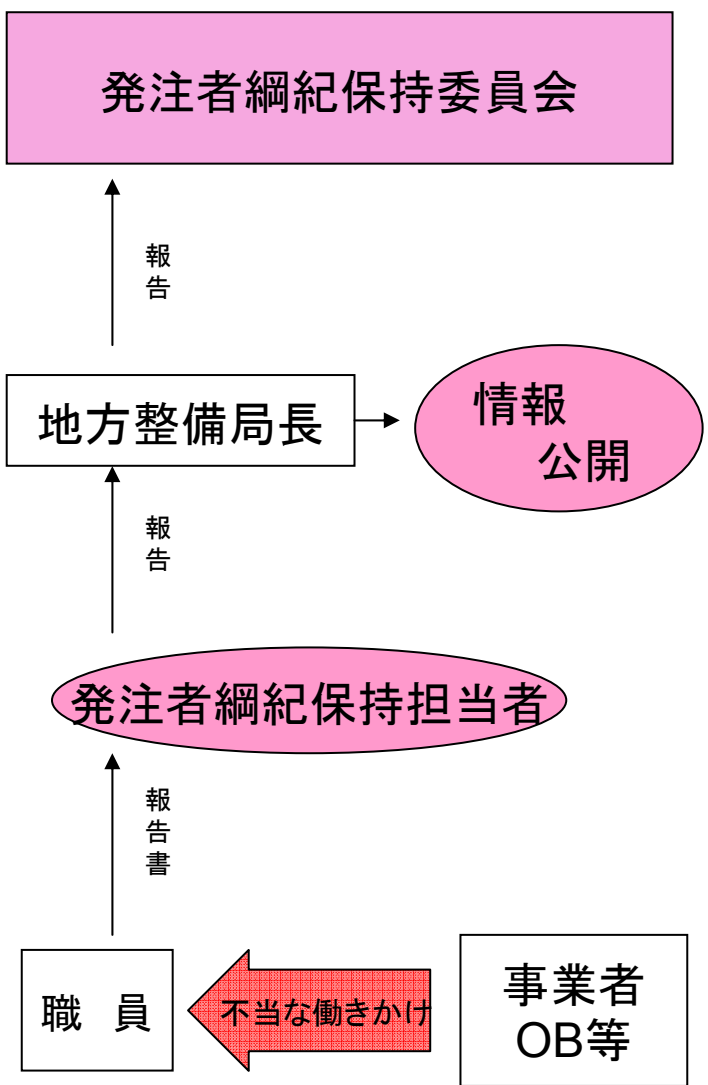
独占禁止法違反行為があったと認定された期間の河川用水門設備工事における、累計契約件数と累計在籍OB数に関する明らかな相関関係は見受けられない。



注 上記契約金額及び在籍OB数は、平成13年7月1日～平成17年5月31日に一般競争、詳細条件審査型一般競争、公募型指名入札工事希望型(指名)入札により入札された工事の累計契約金額及び年度の在籍OB数の累計人数である。

事業者・OB等からの不当な働きかけの記録・報告・公表制度について(骨子案)

参考資料12



不当な働きかけ

事業者、OB等が、発注事務に関し、職員に次のような要求をする行為

- ① **非公開・公開前の情報を開示**すること（予定価格、入札参加者の名称・数、競争参加資格など）
- ② 競争参加資格の設定、施設の設計等において、**特定の者を有利・不利に扱うこと**、特定の者の利益・不利益につながる情報を開示すること

記録・報告・公開

- ・ 職員は、直ちに所属長等に報告するとともに、**報告書**を作成し、発注者綱紀保持担当者あて提出。
- ・ 報告された内容について、**情報公開**。

周知

事業者やOB等に制度を周知して、不当な働きかけを未然防止

[参考]加えて、事業者、OB等との接触に関する透明性の向上を徹底することとしている。

(例)会議スペースのオープン化など執務環境の改善、個室等での会議にはできるだけ2名以上で対応等

職員による内部報告制度について(骨子案)

参考資料11

発注者綱紀保持委員会

(委員長) 整備局長
(委員) 部長以上の幹部職員
(外部委員) 弁護士等

重大な案件の場合
意見

地方整備局長

必要な調査

所要の措置

発注者綱紀保持担当者

報告者が特定
されないよう加工

外部窓口

受付

回付

職員(報告者)

枠組み

主体

当該地方整備局の全ての職員

対象

発注事務に関する職員の違法・不当な行為

報告先

各地方整備局(事務所)の発注者綱紀保持担当者

報告の処理

- 局長は、必要な調査を行い、その結果に基づき**所要の措置**を実施
- 調査に当たっては、報告者が特定されないよう十分に配慮
- **報告者に**、報告書の**受理・不受理**、**調査の結果**を連絡

報告した職員

- 職員は、報告をしたことによって**不利益な取扱は受けない**
- **自らの行為**を発覚前に**報告**したときは**懲戒処分等の検討**において**斟酌**できる

外部窓口の設置

- 職員は、**外部窓口経由での報告**も可。外部窓口は**弁護士**に依頼。
- 外部窓口は、**報告者が特定されないよう必要な措置**を講じて、受け付けた報告書を発注者綱紀保持担当者へ回付。
- 報告者の**氏名等**は**調査されない**。整備局からの連絡も外部窓口経由。